

議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成28年9月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

平成28年12月16日

大阪府教育委員会

○事件議決案

- 1 指定管理者の指定の件（教育委員会所管施設）

○条例案

- 1 大阪府スポーツ推進審議会条例一部改正の件
- 2 職員の退職手当に関する条例一部改正の件
- 3 職員の給与に関する条例等一部改正の件
- 4 職員の育児休業等に関する条例等一部改正の件

<参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第7条 （略）

- 2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

知事から意見聴取があった議案一覧

○事件議決案

番号	件名	概要	
1	指定管理者の指定の件 (教育委員会所管施設)	<p>(1)大阪府立近つ飛鳥博物館及び大阪府立近つ飛鳥風土記の丘 指定期間 平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで 指定する団体 大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ</p> <p>(2)大阪府立弥生文化博物館 指定期間 平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで 指定する団体 大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ</p>	【11月18日の教育委員会会議において報告した内容から修正なし】

○条例案

番号	件名	概要	備考
1	大阪府スポーツ推進審議会条例一部改正の件	大阪府スポーツ推進審議会に専門委員及び部会を設置することとする。 施行日：公布の日	—
2	職員の退職手当に関する条例一部改正の件	雇用保険法の改正による失業等給付の給付内容の変更に伴い、高年齢求職者給付金、移転費等の失業等給付に相当する金額の退職手当を、65歳以後に新たに雇用される職員に対し支給することとする。 施行日：平成29年1月1日	—

3	職員の給与に関する条例等一部改正の件	<p>平成28年10月の本府人事委員会の勧告等を踏まえ、所要の改正を行う。</p> <p>[主な改正内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤勉手当を0.1月分引上げ(4.2月⇒4.3月) 施行日:公布の日 ・ 給料表の改定(0.3%の引下げ) ・ 平成29年2月の給料月額減額(平成28年4月の給料月額×0.3%×9月) 施行日:平成29年1月1日 ・ 扶養親族に係る扶養手当の改定 配偶者に係る手当額を引下げ 13,800円→6,500円 子に係る手当額を引上げ 6,500円→10,000円 施行日:平成29年4月1日 <p>[関係条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の給与に関する条例 ・ 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例 ・ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 ・ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例 	—
4	職員の育児休業等に関する条例等一部改正の件	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、職員の育児休業の承認の対象となる子に、養育里親としての職員に委託された子を追加する。 2 職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子に、特別養子縁組の監護期間中の子等を追加する。 3 休暇の種類に連続する3年の期間内に1日につき2時間を限度とする介護時間を追加する。 施行日:平成29年1月1日 <p>[関係条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の育児休業等に関する条例 ・ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 ・ 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 	—

大阪府スポーツ推進審議会条例の改正（概要）

教育庁教育振興室保健体育課

■改正の理由

- ・スポーツ基本法第10条の規定により、地方公共団体は、国のスポーツ基本計画を参酌して、地方スポーツ推進計画を定めるよう努めるとされている。国のスポーツ基本計画の改正が平成29年3月に予定されているため、大阪府スポーツ推進計画（平成24年4月策定）を改正する必要がある。
- ・スポーツ基本法第31条の規定に基づく大阪府スポーツ推進審議会に、大阪府スポーツ推進計画の改正を調査審議する部会を置くため、所要の改正を行う。
- ・部会は、部会の議題ごとに大阪府スポーツ推進審議会から選出される数名の委員と、各分野の専門知識を有する外部からの専門委員数名で構成する。

■改正の内容

- (1) 専門委員に関する条項を追加する。
 - ①審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
 - ②専門委員は、教育委員会が任命する。
 - ③専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- (2) 部会設置に関する条項を追加する。
 - ① 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。
 - ② 部会に属する委員は、会長が指名する。
 - ③ 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
 - ④ 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。
- (3) 専門委員及び部会に関する条項の追加に伴い、以降の条項を繰り下げる。

■施行期日

- ・公布の日

（理由）

国のスポーツ基本計画が平成29年3月に改正されることから、大阪府スポーツ推進計画の検討部会を早急に開催する必要があるため。

■政策アセスメント・制度間調整

- ・府民文化部都市魅力創造局文化・スポーツ課と調整済み。
- ・部会に伴う委員報酬については、府民文化部都市魅力創造局文化・スポーツ課で予算要求し、財政課と調整中。

大阪府条例第 号

大阪府スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

大阪府スポーツ推進審議会条例（昭和三十七年大阪府条例第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三条（略）</p> <p>（専門委員）</p> <p>第四条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、大阪府教育委員会が任命する。</p> <p>3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>第五条・第六条（略）</p> <p>（部会）</p> <p>第七条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に属する委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員等がこれに当たる。</p> <p>4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。</p> <p>（報酬）</p> <p>第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。</p> <p>（支給方法）</p> <p>第十条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。</p> <p>第十一条（略）</p>	<p>第三条（略）</p> <p>第四条・第五条（略）</p> <p>（報酬）</p> <p>第六条 委員の報酬の額は、日額八千三百円とする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。</p> <p>（費用弁償）</p> <p>第七条 委員の費用弁償の額は、職員に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。</p> <p>（支給方法）</p> <p>第八条 委員の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。</p> <p>第九条（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の改正（概要）

総務部人事局企画厚生課

■改正の理由

- ・雇用保険法の改正（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号。平成28年3月29日成立。平成29年1月1日等施行。））による失業等給付の給付内容の変更に伴い、高年齢求職者給付金、移転費等の失業等給付に相当する金額の退職手当を、65歳以後に新たに雇用されたる職員に対し支給することとする。

■改正の内容

- (1) 高年齢求職者給付金、移転費等（65歳以後に新たに雇用された職員が退職し、求職活動をする場合に支給されるもの）に相当する金額を退職手当として支給することとする。（第10条第5項、第6項及び第15項関係）
- (2) 求職活動支援費（退職した職員が教育訓練を受講する場合等に支給されるもの）に相当する金額を退職手当として支給することとする。（第10条第11項関係）

■施行期日

- ・平成29年1月1日
（理由） 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行日と合わせるため

■政策アセスメント・制度間調整

- ・財政課及び人事委員会と調整済み

大阪府条例第

号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当) 第十条 (略) 2―4 (略)</p> <p>5 勤続期間六月以上で退職した職員(第七項の規定により退職手当の支給を受けることができる者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、退職の日後失業している場合は、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>(失業者の退職手当) 第十条 (略) 2―4 (略)</p> <p>5 勤続期間六月以上で退職した職員(第七項の規定により退職手当の支給を受けることができる者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが、退職の日後失業している場合は、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>一 (略) 二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第二項に規定する基準勤続期間をいう。以下同じ。)を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第三項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p>	<p>一 (略) 二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第二項に規定する基準勤続期間をいう。以下同じ。)を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第三十七条の四第三項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p>
<p>6 勤続期間六月以上で退職した職員(第八項の規定により退職手当の支給を受けることができる者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当するものが、退職の日後失業している場合において、一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>6 勤続期間六月以上で退職した職員(第八項の規定により退職手当の支給を受けることができる者を除く。)であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが、退職の日後失業している場合において、一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>7―10 (略)</p>	<p>7―10 (略)</p>

<p>11 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の三第三項に規定する就業促進手当(第十四項において「就業促進手当」という。)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同項に規定する求職活動支援費</p> <p>12―14 (略)</p> <p>15 第十一項の規定は、第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。)及び第七項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第七項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第十一項中「次の各号」とあるのは、「第四号から第六号まで」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 (略)</p>	<p>11 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 職業に就いた者 雇用保険法第五十六条の三第三項に規定する就業促進手当(第十四項において「就業促進手当」という。)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第五十九条第一項に規定する広域求職活動費</p> <p>12―14 (略)</p> <p>15 第十一項の規定は、第七項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(これらの規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第十一項中「次の各号」とあるのは、「第四号から第六号まで」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員(退職した改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。))第二条に規定する職員をいう。以下同じ。)であつて、退職職員が退職の際勤務していた地方公共団体の事務を雇用保険法(昭和四十九年法律第一百十六号)第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十七号)第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、新条例第十条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における新条例第七条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十七号)の施行の日(以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。))前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続き在職期間」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数(雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数(退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零)」とする。

3 新条例第十条第十一項(第六号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施

行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第十条第十一項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に旧条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であつて施行日以後に新条例第十条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 新条例第十条第十五項において準用する同条第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する旧条例第十条第十一項第四号に定める就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者（施行日以後に新条例第十条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する旧条例第十条第十一項第五号に定める移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（概要）

総務部人事局企画厚生課

■改正の理由

- ・平成28年10月の本府人事委員会の勧告を踏まえ、所要の改正を行う。

■改正の内容

- (1) 職員の給与に関する条例の一部改正（第1条から第3条まで関係）
 - ア 府内民間給与との公民較差を解消させるため、人事委員会勧告のとおり給料表を改定する。
 - イ 扶養親族に係る扶養手当の額を改める。
 - ウ その他所要の規定整備を行う。
- (2) 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正（第4条関係）
 - ・ 6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ引き上げる。
- (3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第5条及び第6条関係）
 - ア 6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ引き上げる。
 - イ 府内民間給与との公民較差を解消させるため、人事委員会勧告のとおり給料表を改定する。
- (4) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第7条及び第8条関係）
 - ア 6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ引き上げる。
 - イ 府内民間給与との公民較差を解消させるため、人事委員会勧告のとおり給料表を改定する。

■施行期日

- (1) 公布の日（第4条、第5条及び第7条の規定については、平成28年4月1日から適用）
（理由）人事委員会において実施が求められている期日に合わせるため
- (3) 平成29年1月1日（第2条、第6条及び第8条）
（理由）平成28年4月時点の較差を早期に解消するため
- (2) 平成29年4月1日（第8条）
（理由）人事委員会において実施が求められている期日に合わせるため

■政策アセスメント・制度間調整

- ・ 財政課、教育委員会及び人事委員会と調整済み

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(給料)</p> <p>第二条 職員(非常勤職員(法第二十八条の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。))第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。)を除く。以下同じ。)には、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。))第二条から第四条までの規定により定められる勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。))による勤務に対し、給料を支給する。</p> <p>(へき地手当)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 へき地学校の級別は、へき地学校の所在地のへき地条件の程度の軽重に応じて一級から五級までとし、当該級別に応ずる支給割合は、次に定めるところによる。</p> <p>一―五 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>別表第七 等級別基準職務表(第四条関係)</p> <p>一 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この表において「本庁」とは、地方自治法第百五十八条第一項の規定により条例で設けられた内部組織及び同法第百七十一条第五項の規定により規則で設けられた組織をいう。</p> <p>三 (略)</p> <p>一―五 (略)</p> <p>六 高等学校等教育職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td> 1 (略) 2 相当高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事の職務 </td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	(略)	(略)	3 級	1 (略) 2 相当高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事の職務	<p>(給料)</p> <p>第二条 職員(非常勤職員(法第二十八条の五第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。))第十八条第二項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用された職員を除く。以下同じ。))には、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号。以下「勤務時間条例」という。))第二条から第四条までの規定により定められる勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。))による勤務に対し、給料を支給する。</p> <p>(へき地手当)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 へき地学校の級別は、へき地学校の所在地のへき地条件の程度の軽重に応じて一級から五級までとし、当該級別に応ずる支給割合は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一―五 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>別表第七 等級別基準職務表(第四条関係)</p> <p>一 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 5px auto; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この表において「本庁」とは、地方自治法第百五十八条第一項の規定により条例で設けられた内部組織及び同法第百七十一条第五項の規定により規則で設けられた組織をいう。</p> <p>三 (略)</p> <p>一―五 (略)</p> <p>六 高等学校等教育職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職務の級</th> <th style="width: 85%;">基準となる職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 級</td> <td> 1 (略) 2 相当高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事 </td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	基準となる職務	(略)	(略)	3 級	1 (略) 2 相当高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事
職務の級	基準となる職務												
(略)	(略)												
3 級	1 (略) 2 相当高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事の職務												
職務の級	基準となる職務												
(略)	(略)												
3 級	1 (略) 2 相当高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事												

4 級	1 (略) 2 高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事の職務
七 小学校・中学校教育職給料表等級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務
(略)	(略)
3 級	1 (略) 2 相当高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事の職務
4 級	1 (略) 2 高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事の職務
八 (略)	

4 級	1 (略) 2 高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事の職務
七 小学校・中学校教育職給料表等級別基準職務表	
職務の級	基準となる職務
(略)	(略)
3 級	1 (略) 2 相当高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事の職務
4 級	1 (略) 2 高度の知識又は経験を必要とする指導主事又は社会教育主事の職務
八 (略)	

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第六までを次のように改める。

第三条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第十三条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子</p> <p>三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫</p> <p>四 六 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三千五百円)、前項第二号に該当する扶養親族については一人につき一万円とする。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第十三条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び孫</p> <p>三 五 (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族については一万三千八百円、同項第二号から第五号までに該当する扶養親族については一人につき六千五百円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万千円)とする。</p> <p>4・5 (略)</p>

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第四条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和二十九年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の</p>

<p>月額合計額を加算した額に百分の八十五(特定管理職員にあつては、百分の百五)を乗じて得た額の総額</p> <p>□ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の九十二・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略)</p> <p>イ □に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十(特定管理職員にあつては、百分の五十)を乗じて得た額の総額</p> <p>□ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>3-6 (略)</p>
--

<p>月額合計額を加算した額に百分の八十五(特定管理職員にあつては、百分の百)を乗じて得た額の総額</p> <p>□ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十七・五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略)</p> <p>イ □に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の三十七・五(特定管理職員にあつては、百分の四十七・五)を乗じて得た額の総額</p> <p>□ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五を乗じて得た額の総額</p> <p>3-6 (略)</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p>

第六条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

(給与の特例) 第五条 (略)	
2	(略)
3-6	(略)

号給	給料月額 円
1	402,000
2	466,000
3	531,000
4	613,000
5	715,000
6	817,000

号給	給料月額 円
1	334,000
2	372,000
3	400,000

(給与の特例) 第五条 (略)	
2	(略)
3-6	(略)

号給	給料月額 円
1	403,000
2	467,000
3	532,000
4	615,000
5	717,000
6	819,000

号給	給料月額 円
1	335,000
2	373,000
3	401,000

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第七条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤労手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第七条第一項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤労手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十七・五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第七条第一項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p>

第八条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定任期付職員の給与の特例) 第七条 (略)</p>	<p>(特定任期付職員の給与の特例) 第七条 (略)</p>

号給	給料月額 円
1	381,000
2	431,000
3	485,000
4	549,000
5	626,000
6	731,000
7	857,000

2—5 (略)

号給	給料月額 円
1	382,000
2	432,000
3	486,000
4	550,000
5	628,000
6	733,000
7	859,000

2—5 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、第六条及び第八条の規定 平成二十九年一月一日
- 二 第三条の規定 平成二十九年四月一日

2 第四条の規定による改正後の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（以下「新期末勤勉手当条例」という。）、第五条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「新任期付研究員条例」という。）及び第七条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「新任期付職員条例」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(内払)

3 新期末勤勉手当条例、新任期付研究員条例又は新任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第四条の規定による改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例、第五条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第七条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて平成二十八年四月一日以後の分として支給された給与は、それぞれ新期末勤勉手当条例、新任期付研究員条例又は新任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(職員の平成二十九年二月に支給する給料の月額に関する特例)

4 平成二十九年二月に支給する職員（附則第六項に規定する者を除く。以下この項において同じ。）の給料の月額は、第三条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第三条から第八条まで及び職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十三年大阪府条例第十三号）附則第七項から第九項までの規定にかかわらず、これらの規定により職員が支給を受けるべき給料の月額（以下「調整前の給料の月額」という。）から、平成二十八年四月一日（同月二日から同年十二月三十一日までの期間において職員（臨時的任用職員を除く。以下同じ。）として在職しなかつた期間のある者又は月二日から同年十二月三十一日までの期間において職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表のいずれかに該当する者からそれら以外の職員（「減額改定対象職員」という。）となつたもの（同年四月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事

委員会規則で定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日)において減額改定対象職員が支給を受けるべき給料(新給与条例第八条第一項の給料の調整額を除く。)及びこれに対する地域手当の月額合計額に百分の〇・三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に、同月から第二条、第六条及び第八条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。ただし、平成二十九年二月において人事委員会規則で定める期間があることにより調整前の給料の月額の全額が支給されない職員については、この限りでない。

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	一級	一号給から三十六号給まで
研究職給料表	一級	一号給から三十六号給まで
医療職給料表(一)	一級	一号給から十二号給まで
医療職給料表(二)	一級	一号給から三十二号給まで
医療職給料表(三)	一級	一号給から三十二号給まで
高等学校等教育職給料表	一級	一号給から三十二号給まで
	二級	一号給から十六号給まで
小学校・中学校教育職給料表	一級	一号給から三十二号給まで
	二級	一号給から二十四号給まで
公安職給料表	一級	一号給から三十二号給まで
	二級	一号給から十二号給まで
	三級	一号給から四号給まで

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものの算出の基礎となる平成二十九年二月の給料の月額は、調整前の給料の月額とする。

一 新給与条例第八条第一項の給料の調整額、地域手当、特殊勤務手当、へき地手当、農林漁業普及指導手当及び新給与条例第二十六条の三第一項の教職調整額並びに時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の算出の基礎となる勤務一時間当たりの給与額

二 職員の退職手当に関する条例(昭和四十年大阪府条例第四号)第二条に規定する退職手当

(任期付研究員及び任期付職員の平成二十九年二月に支給する給料の月額に関する特例)

6 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条及び第六条並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条及び第八条の規定により平成二十

九年二月に支給する給料の月額、附則第四項から前項までの規定を準用する。

(委任)

(扶養手当に関する経過措置)

- 7 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、新給与条例第十三条第一項ただし書の規定は適用せず、同条第三項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三千五百円）、前項第二号に該当する扶養親族については一人につき一万円」とあるのは、「前項第一号に該当する扶養親族については一万円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき八千円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については一万円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については九千円）」とする。
- 8 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、新給与条例第十三条第一項ただし書の規定は適用せず、同条第三項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三千五百円）、前項第二号」とあるのは、「同項第二号」とする。
- 9 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、新給与条例第十三条第一項ただし書の規定は適用せず、同条第三項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「六級」とあるのは「六级以上」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」とする。

職員の育児休業等に関する条例等の改正（概要）

総務部人事局企画厚生課

■改正の理由

・育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、介護のための勤務時間の一部につき勤務しないことができるようにする等の措置を講じるため。

■改正の内容

- (1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第1条関係）
 - ・別紙のとおり
- (2) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第2条関係）
 - ・別紙のとおり
- (3) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正（第3条関係）
 - ・別紙のとおり
- (4) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正（第4条関係）
 - ・別紙のとおり
- (5) 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第5条関係）
 - ・職員が任命権者の承認を受けて勤務せず給与が減額される場合として介護時間を追加する。（第18条関係）

■施行期日

- ・平成29年1月1日（第1条、第3条及び第5条）
（理由）地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律等の施行期日に合わせるため
- ・平成29年4月1日（第2条及び第4条）
（理由）児童福祉法等の一部を改正する法律の施行期日に合わせるため

■政策アセスメント・制度間調整

- ・各任命権者、人事委員会及び市町村教育委員会と調整中
- ・職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正
- ・技能労務職員就業規則の改正
- ・府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の改正
- ・職員の育児休業等に関する規則
- ・一般職非常勤職員就業等規則
- ・特別職非常勤職員就業等規則
- ・大阪府教育庁等一般職非常勤職員就業等規則
- ・大阪府教育庁等特別職非常勤職員就業等規則

(別紙)

(1) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第1条関係）

- ア 育児休業をすることができない職員のうち、非常勤職員の養育条件を改正する（第2条関係）
- イ 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の条例で定める者を定める。（第2条の2）
- ウ 再度の育児休業をすることができる特別の事情に関する規定を追加する。（第3条）
- エ 終了後1年経過せずに育児短時間勤務できる特別の事情に関する規定を追加する。（第11条）
- オ 育児時間と介護時間を同日に取得する場合合計2時間までとする。（第20条）
- カ その他必要な規定整備を行う

(2) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正（第2条関係）

- ア 子について、特別養子縁組の監護期間中の子等を追加する。（第8条第1項）
- イ 介護のための時間外勤務の免除を追加する（第8条第5項）
- ウ 休暇の種類に介護時間を追加する。（第12条関係）
- エ 介護時間に関する規定を追加する。（第16条の2）
- オ 条の追加に伴う条ずれ是正を行う。

(3) 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第5条関係）

- ・職員が任命権者の承認を受けて勤務せず給与が減額される場合として介護時間を追加する。（第18条関係）

大阪府条例第 号

職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年大阪府条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</p>
<p>(3) (略)</p> <p>ロ 第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ハ (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>ロ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の一歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ハ (略)</p>
<p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める者)</p> <p>第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第二項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第二十七條第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第二十七條第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。</p>	<p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)</p> <p>第二条の二 (略)</p>
<p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)</p> <p>第二条の三 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当</p>	<p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)</p> <p>第二条の二 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当</p>

該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六か月到達日

イ・ロ (略)

第二条の四 (略)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第三条 (略)

一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失つた後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなつた場合

二 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条の規定による承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなつたこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

三 一六 (略)

四 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第十一条 (略)

一 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項

該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六か月に達する日

イ・ロ (略)

第二条の三 (略)

(再度の育児休業をすることができる特別の事情)

第三条 (略)

一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなつたこと。

二 一五 (略)

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七 (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第十一条 (略)

一 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項

に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしてしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

二 育児短時間勤務をしている職員が第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号の規定による承認に係る子が第三条第二号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

三 一七 (略)

(部分休業の承認)

第二十条 (略)

2 勤務時間条例第十五条第四号の規定による特別休暇(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第十六条の二第一項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第三十九項の介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内)で、かつ、一時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしてしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二 一六 (略)

(部分休業の承認)

第二十条 (略)

2 勤務時間条例第十五条第四号の規定による特別休暇(以下「育児時間」という。)を承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内)で、かつ、二時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

第二条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める者) 第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第一号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第二十七條第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第二号に規定</p>	<p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める者) 第二条の二 育児休業法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第二項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第二十七條第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定</p>

する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

する里親であつて養子縁組によつて養親となることができない者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第三条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第八条 任命権者は、第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定により勤務時間を割り振る場合において、小学校就学の始期に達しない子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるとして人事委員会規則で定める者)に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員については、深夜以外の時間において当該勤務時間を割り振るものとする。

2-4 (略)

5 第一項から前項までの規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「被介護人」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達しない子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当

改正前

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第八条 任命権者は、第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定により勤務時間を割り振る場合において、小学校就学の始期に達しない子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるとして人事委員会規則で定める者)に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員については、深夜以外の時間において当該勤務時間を割り振るものとする。

2-4 (略)

5 第一項、第二項及び前項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「被介護人」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。))において常態として当該子を養育する

該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。次項において同じ。以外)」と、第二項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「第三項中「三歳に満たない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。

(休暇の種類)

第十二条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護休暇)

第十六条 (略)

2 介護休暇については、給与条例第二十八条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第二十七条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

第十六条の二 介護時間は、職員が被介護人の介護をするため、被介護人の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間(当該被介護人に係る前条第一項の期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第二十八条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与条例第二十七条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。

ことができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。次項において同じ。以外)」と、第二項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」と読み替えるものとする。

(休暇の種類)

第十二条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(介護休暇)

第十六条 (略)

2 介護休暇については、給与条例第二十八条第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条例第二十七条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。

(非常勤職員の勤務時間等)
第十八条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等は、第二条から第十六条の二までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める。

(非常勤職員の勤務時間等)
第十八条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休日、休暇等は、第二条から第十六条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、任命権者が人事委員会と協議して定める。

第四条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第八条 任命権者は、第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定により勤務時間を割り振る場合において、小学校就学の始期に達しない子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員については、深夜以外の時間において当該勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第八条 任命権者は、第三条第二項若しくは第三項又は第四条の規定により勤務時間を割り振る場合において、小学校就学の始期に達しない子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求をしたときは、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした職員については、深夜以外の時間において当該勤務時間を割り振るものとする。</p>
<p>2—4 (略) 5 第一項から前項までの規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「被介護人」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達しない子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁</p>	<p>2—4 (略) 5 第一項から前項までの規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの(以下「被介護人」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第一項中「小学校就学の始期に達しない子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁</p>

組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)"とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「深夜以外」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。次項において同じ。以外)」と、第二項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第三項中「三歳に満たない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。

組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)"とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「深夜以外」とあるのは「深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。次項において同じ。以外)」と、第二項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第三項中「三歳に満たない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と読み替えるものとする。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)
 第五条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十三年大阪府条例第五号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	(給与の減額) 第十八条 (略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。) 又は介護休暇及び介護時間につき任命権者の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。 3・4 (略)	(給与の減額) 第十八条 (略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。) 又は介護休暇につき任命権者の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間について、勤務一時間当たりの給料及びこれに対する地域手当その他任命権者が定める手当の合計額を減額する。 3・4 (略)

附 則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。